

公益財団法人 森永奉仕会

役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人森永奉仕会（以下、「この法人」という。）の定款第 14 条、第 29 条及び第 30 条第 4 項の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義 等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 11 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 名誉会長、顧問及び参与とは、定款第 30 条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第 14 条に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

3 名誉会長、顧問及び参与には、定款第 30 条第 4 項により報酬を支給することができる。

4 報酬は年額とする。

(報酬の額の決定)

第 4 条 この法人の各理事の報酬額は、別表 1「理事年間報酬額」に定める金額の範囲内とし、別表 2「理事年間報酬総額」の範囲内で、理事会の承認を得て決めるものとする。

2 監事の報酬額は、別表 3「監事年間報酬額」に定める金額の範囲内とし、別表 4

「監事年間報酬総額」の範囲内で、監事の協議により決めるものとする。

- 3 各評議員の報酬は、別表5「評議員年間報酬額」のとおりとし、定款第14条に定める総額の範囲内で、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 4 名誉会長、顧問及び参与の報酬は、別表6「名誉会長、顧問及び参与年間報酬額」のとおりとし、第1項で定める理事の年間報酬総額の範囲内で、理事会の承認を得て決めるものとする。ただし、名誉会長、顧問及び参与が役員を兼ねる場合は、本項で定める報酬は支給しない。
- 5 役員等の退任に伴う慰労金は、別表7のとおりとし、別表1から別表6までの年間報酬額および年間報酬総額の範囲外とする。ただし、森永乳業(株)からの役員・元役員等は除く。なお、逝去による退任については、「役員等の逝去に伴う弔慰金等について」の内規に定める。

(報酬の支給日)

- 第5条 役員の報酬は、年4回に分割し7月、10月、1月、4月に支給する。
- 2 評議員及び名誉会長、顧問、参与の報酬は、年1回、7月に支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬は、本人の指定する金融機関口座に振り込むものとする。
- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年6月6日の評議員会において、内閣府公益認定等委員会による公益財団法人への移行認定を受け移行登記することを停止条件として承認され、移行登記日をもって発効する。

令和3年6月12日 改訂

別表1 理事年間報酬額

役 職	年 間 報 酬 額
理事長	800,000円までの範囲内
常務理事	700,000円までの範囲内
理 事	200,000円までの範囲内

別表2

理事年間報酬総額
3,500,000円

別表3

監事年間報酬額
250,000円の範囲内

別表4

監事年間報酬総額
700,000円

別表5

評議員年間報酬額
50,000円

別表6

名誉会長、顧問及び参与年間報酬額
60,000円

別表7 役員等の退任に伴う慰労金

役 職	金 額（在任4年以上）	金 額（在任4年未満）
理事長	500,000円	125,000円×在任年数
常務理事	200,000円	50,000円×在任年数
理 事	100,000円	25,000円×在任年数
監 事	100,000円	25,000円×在任年数
評議員	100,000円	25,000円×在任年数